

平成 30 年 度

八代市議会総務委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 11月臨時会付託案件 1

平成 30 年 11 月 2 日（金曜日）

総務委員会会議録

平成30年11月2日 金曜日

午前11時24分開議

午前11時51分閉議（実時間24分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第128号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第9号（関係分）
1. 議案第129号・専決処分の報告及びその承認について（平成30年度八代市一般会計補正予算・第8号（歳入分））

○本日の会議に出席した者

委員長	前川祥子君
副委員長	村川清則君
委員	大倉裕一君
委員	橋本隆一君
委員	古嶋津義君
委員	村上光則君
委員	村山俊臣君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

財務部長	岩本博文君
財務部次長	佐藤圭太君
理事兼財政課長	尾崎行雄君

○記録担当書記 岩崎和平君

（午前11時24分 開会）

○委員長（前川祥子君） それでは、定足数に達しましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、先ほど配付されました付託表のとおりであります。

◎議案第128号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第9号（関係分）

○委員長（前川祥子君） 最初に予算議案の審査に入ります。

まず、議案第128号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第9号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳入等について、財務部より説明願います。

○財務部長（岩本博文君） おはようございます。

（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部長の岩本でございます。

本日、総務委員会に付託されました議案につきまして、まず、議案第128号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第9号の歳入を佐藤財務部次長が説明いたします。

また、事件議案で、予算の専決処分に係るもの、すなわち、議案第129号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第8号の歳入についても、同じく佐藤財務部次長が説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○財務部次長（佐藤圭太君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部の佐藤でございます。それでは、着座にて説明させていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○財務部次長（佐藤圭太君） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第128号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第9号でございます。総務委員会付託分につきまして、説明をいたします。

3ページをお願いいたします。

まず、歳入歳出予算の補正でございますが、第1条で、歳入歳出それぞれ3660万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ588億609

0万円といたしております。

第2条では繰越明許費の補正を、第3条では地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては5ページの表で説明いたします。

それでは、5ページをお願いいたします。

第2表・繰越明許費補正の追加といたしまして、款9・教育費、項2・小学校費の小学校空調設備設置事業で3660万円の設定を行っております。これは、夏場における学校教室内の暑さ問題の改善策といたしまして、本年度は中学校、幼稚園の空調設備の設計に着手したところでございますが、国の新たな制度創設に合わせ、小学校の普通教室などにも予定を前倒しし、空調設備を設置するための設計を行うものですが、年度内の完了が見込めないことによるものでございます。

次に、第3表・地方債補正は、ただいま説明いたしました歳出予算の補正に伴い、地方債の限度額の変更を行うものでございます。学校整備事業で、補正前の限度額4億6780万円に、3470万円増額し、補正後の額を5億250万円に変更しております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

詳細につきましては、9ページの歳入、款21・市債のところで、改めて説明いたします。

歳入を説明いたします。9ページをお願いいたします。

款10、項1、目1、節1・地方交付税で、190万円を計上しておりますが、これは、今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、款21、項1・市債、目7・教育債、節1・小学校債の3470万円は、先ほど、第2表・繰越明許費補正で説明いたしました小学校空調設備設置事業に係るもので、事業費に対し充当率95%の合併特例債を予定しております。

以上が、歳入の説明でございますが、総務委員会に付託されました歳出はございませんので、これで説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について、質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（古嶋津義君） 実はきのう、国会の答弁を聞いていたんですけど、小学校、中学校のエアコンについては、3分の1ぐらいの補助が出るという話、きのう、答弁があったようですが、その先ちょっと離れましたので、うっすらとしか記憶がございませんが、北海道から沖縄までということで、順次、この辺の補助はどのようになっているのか、分かる範囲内でいいので、お聞かせをいただきたいと思います。

○理事兼財政課長（尾崎行雄君） 財政課の尾崎です。お世話になります。

ただいまの御質問につきましてはですね、今回の補助のですね、内容としまして、聞いている範囲ではですね、補助率3分の1ですけども、もともとその補助の基準額自体が実際行う事業のですね、3分の1程度ですので、実際は9分の1程度の工事にかかる分の補助金いただけるのかなという想定でございます。なお、今回、設計委託の分につきましてはですね、総事業費の1%程度しか補助対象にならないということですので、かなり少ない分の補助金になるかと想定しております。

以上でございます。（委員古嶋津義君「北海道から沖縄までであるとの、どこから先に補助つけらすと、その辺のところも何か、きのう国会で…」と呼ぶ）

○委員長（前川祥子君） 古嶋委員、また別の質問であれば、挙手をお願いいたします。

○委員（古嶋津義君） うんね、よかです。はい。

○委員長（前川祥子君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 今回は、この歳入に限ってという形になってるんですけども、地方交付税と市債の割合を教えてくださいいいですか。なぜ、一般財源が190万、先ほどの合併特例債の充当率に合致しているのかどうか、そういう部

分も含めてお願いできれば。

○理事兼財政課長（尾崎行雄君） ただいまの御質問の件につきましてはですね、事業費が3660万円でございまして、その95%が今回、合併特例債の充当率になっておりますので、10万未満は切り捨てということで、3470万が起債額、残る190万については、一般財源というふうな取り扱いになっております。

○委員（大倉裕一君） そこで、市債で対応されたということなんですが、ここで市債を、選択をされた理由、また、一方では基金あたりの活用という部分も考えられたと思うんですね。そのあたりは、どういう判断をなされたのか、お聞かせいただきたいと思います。

○理事兼財政課長（尾崎行雄君） 先ほどの話にもありましたが、一応、補助対象にはなっているということですね、今後、国の動向をですね、見た上でですね、財源調整はですね、おそらく3月補正になるかと思いますが、させていただきたいとは考えております。基金につきましてはですね、そういうのも含めてですね、今後検討したいとは考えております。

○委員（大倉裕一君） 今後検討するということではなくて、やはり財源を組むときには有効な財源は、これが一番なんだというところで、やはり提案をされるべきだというふうに思います。ですので、ちょっと心配しているのが、合併特例債、非常に有効な財源だというふうには理解をしているんですけども、先日視察に行った自治体でもですね、八代市よりも財政力が豊かな市でありましたけれども、この合併特例債はあくまでも債ということで、借金なんですよ、慎重にやはり活用していかないと財政破綻という——まあ、言葉はちょっと厳しい言葉ですけども、財政を圧迫するようなことになりかねないので、という視察先ですね、職員さんの言葉もいただいたところです。非常にこう、今の合併特例債が、活用される機会が多いので、ちょっと心配して、そのあたり

を尋ねた、——尋ねたといえますか、お尋ねをした次第です。

○委員長（前川祥子君） 今の御質問は、今の答えでよろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい、今のところで大丈夫です。また後で、意見として。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で質疑を終了します。意見がありましたらお願いします。

○委員（大倉裕一君） 今、繰り返しになりますけれども、財源の確保というところでは、執行部のほうもですね、知恵を絞られてというところがあるかとは思いますが、やはり財源を組まれる上では、その裏づけとなる部分をしっかりとですね、検討していただいて、最善の方策というところをやっぱり、持って提案をしていただきたい。さらには、合併特例債、災害復旧事業債とか、地方交付税に反映されるというような制度のものがあっても、あくまでも借金ですので、慎重な活用をお願いしたいというふうに思います。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第128号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第9号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第129号・専決処分の報告及びその承認について（平成30年度八代市一般会計補正予算・第8号（歳入分））

○委員長（前川祥子君） 次に、事件議案の審査に入ります。

それでは、議案第129号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第8号中、歳入分に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○財務部次長（佐藤圭太君） 引き続き着座にて説明させていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○財務部次長（佐藤圭太君） 議案書の11ページをお願いします。

議案第129号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

内容は、平成30年度八代市一般会計補正予算書・第8号で、9月定例会後に、ごみ処理施設管理運営事業におきまして、早急な対応を行う必要から、平成30年10月4日に専決処分を行ったものでございます。

総務委員会付託分について説明いたします。15ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ840万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ588億2430万円といたしております。

続きまして、歳入を説明いたします。20ページをお願いいたします。

款10、項1、目1、節1・地方交付税で840万円を計上しております。これは、本年8月30日に、清掃センター周辺の水稲や花卉等が枯れる事案が発生し、調査を行いましたところ、焼却を行った際の煙が影響しているとの判断から、対象耕作者に対し、補償等を行った際の今回の補正予算の一般財源でございます。

以上が歳入の説明でございますが、総務委員会に付託されました歳出はございませんので、これで説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について、質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 補償ということで、今回、

歳入の計上になっておりますが、清掃センターのほうで、地域に対する害を及ぼしたりとかっていうところで、保険とか、そういったところに加入をされていたというところはないのでしょうか。

今回、地方交付税一本の財源ということになってますが、そのあたりは、どのような内容になっておりますでしょうか。

○理事兼財政課長（尾崎行雄君） 全国市長会のほうにですね、賠償責任保険のほう、加入しておりますけれども、今回の案件がですね、市の責任というのがはっきり明確には判断できる材料がないのもございませんので、保険の適用はできないということで、一般財源で対応しております。

○委員（大倉裕一君） その責任がはっきり分からないということなんですけど、建設環境委員会では説明があったと思うんですけども、何がどうやって、こういうふうな害をもたらしたんですかね。少し、その説明をお願いできればと。

○理事兼財政課長（尾崎行雄君） 今、聞いている話でですね、焼却場の煙害という、煙の害が及ぼしたのではないかという判断のもとにですね、対処したというふうに聞いております。

○委員（大倉裕一君） 清掃センターは閉鎖をしたのが6月30日ですよ。8月30日に事が発生したというふうになってるんですけど、そもそもその、このセンターで焼却をすること自体がおかしいんですよね。それは誰が燃やしたんですか。誰が指示をしてやったんですか。例えば、これがですよ、これが市の指示であれば、市のほうが責任をとらないかんかもしれないんですけど、例えば、業者さんが勝手にやった——まあ、管理責任は市のほうにあるかもしれませんが、業者さんからの負担金というのも一部に、もしその業者さんが絡んでいるということであればですね、そういうことも考えられるのかなと。ちょっと、可能性というところの質問になってしまうんですけど、はっきり事をさせないかんという案件だと思いますので、お尋ねをしたいと思います。

○委員長（前川祥子君） どなたかお分かり・・・

○財務部長（岩本博文君） 詳細の内容にかかわることですので、ちょっと財務のほうではお答えしかねますので、今ちょっと、原課がいればというところを探しておりますので。

○委員長（前川祥子君） 小会します。
（午前11時41分 小会）

（午前11時44分 本会）

○委員長（前川祥子君） 本会に戻します。

○理事兼財政課長（尾崎行雄君） 私のほうから説明させていただきます。今回、6月末にですね、閉鎖しましたけれども、その後の片付けの部分ですね、市のほうから委託業者のほうに委託して、焼却業務をやったということで、発生した事案でございます。

以上です。

○委員（大倉裕一君） 法を守らなければいけない行政がですよ、一旦終わった施設をまた、施設で焼却をするて、残務処理をするていうのは分からんじゃないんですけど、そういう中で、こう迷惑をかけたていうのはですよ、市の責任、市の管理下のもとでやったていうことであれば、当然、市が責任を負わないかん。だけど、この案件を見るだけでいくと、結果的に市民環境部ですか、環境センターを管理しているその責任ていう、何もないじゃないですか。お詫びとか、こういったものをさせてしまったと。当該の地権者の方、耕作者の方にお詫びされてるのは、当然あつてることだというふうに思うんですが、一般の市民の方々の税金を使って、こういう補償をしなければならぬというところは、もう少し責任という部分をですね、受け止めていただきたいなと。ここには当該施設の関係者の方がいらっしゃらない、非常に残念なことなんですけど、そういったところも含めてですね、責任の所在がはっきりしてないんじゃないかというところはですね、岩本部長のほうから、しっかり執行部内で共有を図っていた

だきたいというふうに要望しておきます。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（村上光則君） 同じ質問で申し訳ないですが、6月30日に——環境センターで新しくスタートしたところで、なぜ、そこにできんだったのかなという。先ほど説明があったとは分かっとですけども。普通、民家で野焼きなんかした場合、非常にやかましいじゃなかですか。市も県も非常にやかましく言ってくる訳ですよ。そういうところで、こういうことを、残務整理ということでしたと言われますけども、そこらあたりは、やっぱし、ちゃんとした指導をですね、せんから、こういうふうになつてですから、市の責任はもう、これはもう免れないですね。それを容認した財政も容認した訳ですから、責任をとってやらんしょうがなかですよ。もう私が言いたいのは、立派な環境センターができたんですから、そういう残務整理で言うても、あつちに持っていけばよか訳ですからですね。私も同じ農業家として、煙害を受けられた皆さん方に、本当に気の毒でならん訳ですから、責任を持って対応をしていただきたいと思います。

以上です。

○委員（大倉裕一君） 済みません、確認をし忘れました。先ほど保険の対象にならないということでした。財源としては、この地方交付税しかないのか。その点をお聞かせいただきたい。

○理事兼財政課長（尾崎行雄君） 交付税もしくは繰越金等の一般財源で対応せざるを得ないということになっております。

○委員（大倉裕一君） で、繰越金と地方交付税と考えられる中で、地方交付税を選ばれた訳ですよ。じゃあ、なぜ繰越金ではなくて、地方交付税となったのか。

○理事兼財政課長（尾崎行雄君） はっきり申しまして、どちらでも良かったのですが、今回は交付税でしたと。同じ一般財源ですので、したということです。（委員大倉裕一君「はい、分かりまし

た」と呼ぶ)

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で質疑を終了します。意見がありましたらお願いします。

○委員（大倉裕一君） 今回、補償という形で出ておりますけれども、責任の所在はですね、はっきりした上で、こういう提案を行っていただきたいということを意見として申し上げておきます。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第129号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第8号中、歳入分に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、総務委員会を散会いたします。お疲れ様でした。

（午前11時51分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成30年11月2日

総務委員会

委員長